

令和 6 年亀岡市議会定例会令和 7 年 3 月議会
条例一部改正資料
(新 旧 対 照 表)

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 （略） 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u> <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深</u>

夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年度ごと

_____における休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1)～(3) （略）

2・3 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

<新規>

夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。

以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1)～(3) （略）

2・3 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第15条の3において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合

における休暇とする。

2・3 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

<新規>

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 20 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則<u>第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則<u>第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。	（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 20 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則<u>第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則<u>第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（部分休業の承認） 第20条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第20条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項 _____ の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
 亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
附 則 1～10 （略） 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 （1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 （2） 第8項第2号に掲げる者 （3） 第8項第3号に掲げる者 12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 13・14 （略）	附 則 1～10 （略） 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 （1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 （2） 第8項第2号に掲げる者 （3） 第8項第3号に掲げる者 12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 13・14 （略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 （罰則の適用等に関する経過措置） 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の

刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（期末手当の支給制限） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （期末手当の支給の一時差止め） 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認め	（期末手当の支給制限） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （期末手当の支給の一時差止め） 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認め

るときは、この現りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

るときは、この現りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（退職手当の支払の差止め） 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） （略） （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 （3） （略） 6～10 （略） （退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支	（退職手当の支払の差止め） 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） （略） （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 （3） （略） 6～10 （略） （退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支

払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (略)

2・3 (略)

払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 （略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 （略）

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例（平成10年亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（罰則） 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) （略） 2・3 （略）	（罰則） 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) （略） 2・3 （略）

現 行	改 正 後 (案)
(罰則) 第17条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第17条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

現 行	改 正 後 (案)
(罰則) 第17条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第17条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年亀岡市条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) 在職中に禁錮以上の刑に処せられた者。 (2)～(5) （略）	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) 在職中に拘禁刑以上の刑に処せられた者。 (2)～(5) （略）

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年亀岡市条例第16号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

亀岡市消防団条例（昭和30年亀岡市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<u>（任免）</u> 第4条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得てこれを<u>委嘱又は任命する</u>。 (1) <u>本市に居住する</u> 志操堅固かつ身体強健な年齢満18歳以上の者であること。 (2) 団長は、消防団から推せんされた者であること。 <新規> <u>（懲戒）</u> 第9条 団員であって次の各号の<u>一に</u> 該当する者があるときは任命権者は、これを懲戒するものとする。 (1)～(3) （略） <u>（報酬及び報酬支給）</u> 第16条 役員、団員の報酬は、別表のとおりとする。 2 前項の報酬は、次の各号の定めるところにより支給する。<u>ただし、その支給期日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその前日においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</u> (1) 団員報酬 年額を12月21日 (2) 役員報酬 年額を2分し、9月及び12月の各21日	<u>（任命）</u> 第4条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得てこれを _____ 任命する。 (1) <u>本市に居住し、又は勤務する</u> 志操堅固かつ身体強健な年齢満18歳以上の者であること。 (2) 団長は、消防団から推せんされた者であること。 <u>（分限）</u> 第8条の2 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1) <u>勤務実績が良くない場合</u> (2) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u> (3) <u>前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合</u> <u>（懲戒）</u> 第9条 団員であって次の各号の<u>いずれかに</u> 該当する者があるときは任命権者は、これを懲戒するものとする。 (1)～(3) （略） <u>（報酬）</u> 第16条 役員、団員の報酬は、別表のとおりとする。 2 前項の報酬は、次の各号の定めるところにより支給する。 (1) 団員報酬 年額を12月 (2) 役員報酬 年額を2分し、9月及び12月

- (3) 出勤報酬 出勤回数 _____ により計算し、3月末日
(4) 整備報酬 年額を4分し、6月、9月、12月及び3月の各21日

第17条 (略)
(1)～(7) (略)

第19条 (略)
別表 (第16条関係)

区分	報酬	
(1) 役員、団員報酬		
団長	年額	184,000円
副団長	年額	140,000円
分団長	年額	95,000円
副分団長	年額	61,000円
部長	年額	<u>35,200円</u>
班長	年額	<u>28,600円</u>
団員	年額	<u>25,400円</u>
(2) 出勤報酬	(略)	(略)
(3) 整備報酬 (略)	(略)	(略)
(4) その他臨時必要と認めるもの		

- (3) 出勤報酬 毎年度、出勤回数により計算し、当該年度分を翌年度5月
(4) 整備報酬 年額を4分し、6月、9月、12月及び3月
3 前項第1号から第3号までの報酬は、亀岡市一般職員の給与に関する条例
 (昭和30年亀岡市条例第25号) 第2条の規定の例により支払うものとする。
4 前各項の規定にかかわらず、勤務期間内において勤務実績のない者には、第2項第1号及び第2号の報酬は支給しない。
 (費用弁償)

第17条 (略)
(1)～(7) (略)
(公務災害補償)

第19条 (略)
別表 (第16条関係)

区分	報酬	
(1) 役員、団員報酬		
団長	年額	184,000円
副団長	年額	140,000円
分団長	年額	95,000円
副分団長	年額	61,000円
部長	年額	<u>35,800円</u>
班長	年額	<u>31,400円</u>
団員	年額	<u>29,100円</u>
(2) 出勤報酬	(略)	(略)
(3) 整備報酬 (略)	(略)	(略)
(4) その他臨時必要と認めるもの		

亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年亀岡市条例第36号）新旧対照表

現 行

**別表（第2条関係）
退職報償金支給額表**

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

改 正 後（案）

**別表（第2条関係）
退職報償金支給額表**

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の亀岡市消防団員退職報償金条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（24） （略） （25） 住民基本台帳関係簿に関する<u>証明及び閲覧手数料 1件（回）につき 300円</u> <u>ただし、住民基本台帳の閲覧については30世帯までを1回とし、30世帯を増すごとに300円を加算する。</u> <u>（26） 削除</u> （27）・（28） （略） （29） 印鑑についての証明手数料 1件につき <u>300円</u> （30）～（46） （略） 2・3 （略）	（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（24） （略） （25） 住民基本台帳関係簿に関する<u>証明手数料</u> _____ <u>1件につき 400円</u> <u>（26） 住民基本台帳関係簿に関する閲覧手数料 1回につき 300円</u> <u>ただし、30世帯までを1回とし、30世帯を増すごとに300円を加算する。</u> （27）・（28） （略） （29） 印鑑についての証明手数料 1件につき <u>400円</u> （30）～（46） （略） 2・3 （略）

亀岡市営火葬場条例（昭和39年亀岡市条例第16号）新旧対照表

現 行				改 正 後（案）			
（使用料）				（使用料）			
第5条 使用料は、次のとおりとする。				第5条 使用料は、次のとおりとする。			
区 分	単位	金 額		区 分	単位	金 額	
		市内	市外			市内	市外
12歳以上	1死体	<u>15,000円</u>	<u>60,000円</u>	12歳以上	1死体	<u>20,000円</u>	<u>80,000円</u>
12歳未満	//	<u>7,500円</u>	<u>30,000円</u>	12歳未満	//	<u>10,000円</u>	<u>40,000円</u>
乳児（1歳未満） 死産児（妊娠4箇月以上）	//	<u>3,500円</u>	<u>15,000円</u>	乳児（1歳未満） 死産児（妊娠4箇月以上）	//	<u>5,000円</u>	<u>20,000円</u>
胞衣、産	1個	<u>1,800円</u>	<u>7,500円</u>	胞衣、産	1個	<u>2,500円</u>	<u>10,000円</u>
備考				備考			
1 「市内」とは、死亡者が死亡時において亀岡市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については父又は母が、胞衣、産については使用者が亀岡市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。				1 「市内」とは、死亡者が死亡時において亀岡市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については父又は母が、胞衣、産については使用者が亀岡市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。			
2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。				2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。			
				<u>附 則</u>			
				<u>（施行期日）</u>			
				1 この条例は、 <u>令和7年7月1日から施行する。</u>			
				<u>（経過措置）</u>			
				2 この条例による改正後の亀岡市営火葬場条例第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料から適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。			

亀岡市子ども・子育て会議条例（平成25年亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。	（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年亀岡市条例第16号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>亀岡市立学校</u> _____の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。 （通知） 第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）_____は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。 （報告、出頭等） 第4条 教育委員会_____は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。 （規則への委任） 第5条 この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則_____で定める。	（趣旨） 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>亀岡市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。 （通知） 第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）<u>（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）</u>は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。 （報告、出頭等） 第4条 教育委員会<u>（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。 （規則への委任） 第5条 この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則<u>（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、規則）</u>で定める。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（食事の提供の特例） 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1） （略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略） 2 （略）	（食事の提供の特例） 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1） （略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略） 2 （略）

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（使用料及び手数料） 第2条 （略） 2 （略） 3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。 （1）～（5） （略） （6） 診察券再発行手数料 1通につき100円 4・5 （略）	（使用料及び手数料） 第2条 （略） 2 （略） 3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。 （1）～（5） （略） （6） <u>訪問診療に係る交通費 1回500円以内で管理者が定める額</u> （7） <u>診察券再発行手数料 1通につき100円</u> 4・5 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の利用に係る使用料等について適用する。</u>

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）												
（壁面の位置の制限） 第6条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 前項に規定する敷地境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁等（馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち一般住宅地区においては、出窓、ベランダ等に限る。）の中心線の長さの合計が4メートル以下である建築物。ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地区における建築物の1階部分及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域 については、この限りでない。 （3） 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物。ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地区及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン については、この限りでない。 （4）・（5） （略） 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> <tr> <td>篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠牙ケ尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr> </table>	名称	区域	篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠牙ケ尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	（壁面の位置の制限） 第6条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 前項に規定する敷地境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁等（馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち一般住宅地区においては、出窓、ベランダ等に限る。）の中心線の長さの合計が4メートル以下である建築物。ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地区における建築物の1階部分、篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域及び篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域については、この限りでない。 （3） 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物。ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地区、篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン及び篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーンについては、この限りでない。 （4）・（5） （略） 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> <tr> <td>篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr> <tr> <td>篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr> <tr> <td>篠町篠洗川地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠洗川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr> </table>	名称	区域	篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	篠町篠洗川地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠洗川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
名称	区域												
篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠牙ケ尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域												
名称	区域												
篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域												
篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ケ丘西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域												
篠町篠洗川地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠洗川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域												

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
篠町篠牙 ヶ尾地区 地区整備 計画区域	工業施設 ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売 場その他これらに類する もの (2) カラオケボックスそ の他これに類するもの (3) ボーリング場、ス ケート場、水泳場又は令 第130条の6の2に規定す る運動施設 (4) 令第130条の7に規定 する規模の畜舎（犬、 猫、小鳥等の小動物を飼 育・展示・販売している ペットショップ、ペット 美容院、ペットホテル、 動物病院・診療所その他 これらに類するもので畜 舎の用途に供するものを 除く。） (5) 住宅 (6) 共同住宅、寄宿舍又 は下宿（本ゾーン内に立 地する事業所が、当該事 業所の従業者のために設 置するもの又は研修等の ために設置する宿泊施設 を除く。） (7) 老人ホーム、保育 所、福祉ホームその他こ れらに類するもの（本 ゾーン内に立地する事業 所が当該事業所の従業者 の福利厚生のために設置 する保育施設を除く。） (8) 図書館、博物館その 他これらに類するもの (9) 葬儀場（日本標準産	(略)		(略)

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
篠町夕日 ヶ丘東地 区地区整備 計画区域	工業施設 ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売 場その他これらに類する もの (2) カラオケボックスそ の他これに類するもの (3) ボーリング場、ス ケート場、水泳場又は令 第130条の6の2に規定す る運動施設 (4) 令第130条の7に規定 する規模の畜舎（犬、 猫、小鳥等の小動物を飼 育・展示・販売している ペットショップ、ペット 美容院、ペットホテル、 動物病院・診療所その他 これらに類するもので畜 舎の用途に供するものを 除く。） (5) 住宅 (6) 共同住宅、寄宿舍又 は下宿（本ゾーン内に立 地する事業所が、当該事 業所の従業者のために設 置するもの又は研修等の ために設置する宿泊施設 を除く。） (7) 老人ホーム、保育 所、福祉ホームその他こ れらに類するもの（本 ゾーン内に立地する事業 所が当該事業所の従業者 の福利厚生のために設置 する保育施設を除く。） (8) 図書館、博物館その 他これらに類するもの (9) 葬儀場（日本標準産	(略)		(略)

		業分類による葬儀業に供する建築物をいう。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (11) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）					業分類による葬儀業に供する建築物をいう。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (11) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）				
	生活利便施設・関連施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売している	(略)		(略)		生活利便施設・関連施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売している	(略)		(略)

		ペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (8) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
篠町夕日ヶ丘西地区地区整備計画区域	工業施設ゾーン	ペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (8) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	1,500平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。
		次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令			

		<u>第130条の6の2に規定する運動施設</u> <u>(4) 令第130条の7に規定する規模の畜舎</u> <u>(5) 住宅</u> <u>(6) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。）</u> <u>(7) 兼用住宅</u> <u>(8) 店舗、飲食店等</u> <u>(9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>(10) 集会場又は集会所</u> <u>(11) 公衆浴場</u> <u>(12) 診療所</u> <u>(13) 認定こども園</u> <u>(14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u> <u>(15) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業者の福利厚生のために設置する保育施設を除く。）</u> <u>(16) 図書館、博物館その他これらに類するもの</u> <u>(17) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</u> <u>(18) 自動車教習所</u> <u>(19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</u> <u>(20) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を</u>				
--	--	---	--	--	--	--

		収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
	生活利便施設・関連施設ゾーンA	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 住宅 (7) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (8) 兼用住宅 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計	150 平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。 ただし、市道中矢田篠線の道路境界線からの距離については、3メートルとする。

		が1,000平方メートル以上のもの (10) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (12) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
	生活利便施設・関連施設ゾーンB	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設	100 平方メートル		

		(5) <u>令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</u> (6) <u>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u> (7) <u>葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</u> (8) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</u> (9) <u>犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</u> (10) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</u>				
--	--	---	--	--	--	--

	篠町篠洗 川地区地 区整備計 画区域	Aゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗 その他これらに類する用 途を兼ねるもののうち令 第130条の3に規定するも の (3) 共同住宅、寄宿舎又 は下宿 (4) 学校、図書館、その 他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会そ の他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育 所、福祉ホームその他こ れらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類す る令130条の4に規定する 公益上必要な建築物			
		Bゾーン	次の各号に掲げる建築物以 外の建築物 (1) 病院 (2) 診療所 (3) 老人ホーム、保育 所、福祉ホームその他こ れらに類するもの (4) 前各号の建築物に附 属するもの			

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行			改 正 後（案）		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条の6関係）		
都市公園			都市公園		
公園番号	名称	位置	公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内	1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内	2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内	3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内	4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内	5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内	6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内	7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内	8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内	9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町吉田地内	10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内	11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内	12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内	13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内	16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内	17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内	18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内	19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内	20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内	21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内	22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内	23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内	24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内	27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内	28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内

29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内
42	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
43	大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
44	大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
45	大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
46	大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
47	大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
48	大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
49	京町公園	亀岡市京町地内
50	内丸町公園	亀岡市内丸町地内

29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内
42	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
43	大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
44	大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
45	大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
46	大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
47	大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
48	大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
49	京町公園	亀岡市京町地内
50	内丸町公園	亀岡市内丸町地内
51	夕日ヶ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目地内
52	明晴北公園	亀岡市千代川町明晴2丁目地内
53	明晴南公園	亀岡市千代川町明晴5丁目地内

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<u>（布設工事監督者の資格）</u> 第49条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 （1） <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） <u>学校教育法による短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4） <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （5） <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	<u>（布設工事監督者の資格）</u> 第49条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 （1） <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2） <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （3） <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （4） <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （5） <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>

- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年

(水道技術管理者の資格)

第50条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(水道技術管理者の資格)

第50条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（除害施設の設置） 第12条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（10） （略） （11） 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2・3 （略）	（除害施設の設置） 第12条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（10） （略） （11） 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2・3 （略）